

## こども計画の変更について

### 1 地域子育て支援拠点事業の実施に係る変更

#### (1) 目的

令和 8 年度以降、子育て支援センターの施設整備にこども・子育て支援事業債の活用を予定するため、「第 4 章 施策の展開」における取組「地域子育て支援拠点事業の実施」の取組内容について記載内容の変更を行うものです。

#### (2) 変更内容 【資料 4-2】

計画 76 ページ、89 ページ（再掲）

子育て支援センター「たんぽぽ」において、子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行います。

また、安心して利用することができるよう、施設・設備の整備を推進します。

### 2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る代用計画の策定

#### (1) 目的

国が示す子ども・子育て支援に関する基本指針が、乳児等のための支援給付の創設に伴い令和 7 年 9 月に改正され、こども計画への必須記載事項が新たに示されました。

改正に係る通知には「計画を変更し、必要な事項を盛り込むことが困難な場合においては、代替措置として市町村が策定する計画（代用計画）によることを可能とする。」とされています。

このことから、必須記載事項に対応するため、代用計画を策定するものです。

〈参考〉必須記載事項

- ・乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること。 （資料 4-3、1 ページ）
- ・乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること。 （資料 4-3、2 ページ）

#### (2) 代用計画の内容 【資料 4-3】

資料のとおり

### 3 補足

市町村子ども・子育て支援事業計画の変更又は代用計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づき県への協議が必要となっており、上記の内容は令和 8 年 2 月 13 日付けで県と協議済みです。